

岩手県告示第 271 号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成 5 年岩手県規則第 74 号）第 9 条第 12 号の規定により、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）第 16 条第 7 項において準用する同条例第 11 条の規定により同条例第 16 条第 1 項から第 6 項までの規定を適用しない行為を次のとおり指定する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

遠野市景観計画による届出行為等に関する条例（平成 19 年遠野市条例第 18 号）第 3 条の規定により、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき遠野市長に届け出て行う行為